

随意契約理由

令和5年(2023年) 11月 1日

契約担当課名	基盤整備課
発注担当課名	基盤整備課
契約名称	(仮称) 北新田歩路橋関係機関協議資料作成委託
契約内容	発注者支援業務一式
契約締結日 及び契約期間	令和5年11月1日 令和5年11月1日から令和6年3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	セントラルコンサルタント株式会社 大阪支社
契約金額	9,260,900円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本業務は、履行済みの委託業務である「(仮称)北新田歩路橋(上部工)詳細設計委託」及び「(仮称)北新田歩路橋(下部工)詳細設計委託」の成果物に基づき、大阪府警察、NEXCO西日本、大阪府等関係機関との協議資料を作成するとともに、施工計画を詳細に検討するものです。</p> <p>本業務の履行に際しては、各機関との協議結果を踏まえ、橋梁下の中国自動車道や府道大阪中央環状線における通行規制等厳しい条件での施工について、施工計画を進展させる必要があります。過年度業務にて行った設計内容、検討過程や各機関との過去の協議内容等に十分精通している必要があります。過年度の詳細設計業務を実施した事業者以外が履行した場合には、設計と施工の整合に著しい支障が生じる恐れがあります。</p> <p>以上のことから、過年度の設計業務を行ったセントラルコンサルタント株式会社と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するものです。</p>